

令和2年 No.6

○東京学芸大学大学院学則の一部を改正する学則

改正理由

博士課程における長期履修学生制度の導入に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和2年1月7日 博士研究科委員会 審議・承認

令和2年1月15日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学大学院学則の一部を改正する学則を次のように制定する。

令和2年1月16日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

令和2年学則第1号

東京学芸大学大学院学則の一部を改正する学則

東京学芸大学大学院学則（平成16年学則第1号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学大学院学則の一部改正について

改正理由：博士課程における長期履修学生制度の導入に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(標準修業年限等)</p> <p>第10条 教職大学院の課程及び修士課程の標準修業年限は、2年とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教職大学院の課程において、主として実務の経験を有する者に教育を行う場合であって、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育を行う場合において、教育上の必要があるときは、当該学生の修業年限を1年とすることを認めることができる。</p> <p>3 教職大学院の課程及び修士課程において、学生が、職業を有している等の事情により、第1項に定める標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し修了することを希望する場合は、別に定めるところにより、当該学生の修業年限を3年又は4年とすることを認めることができる。</p> <p>4 博士課程の標準修業年限は、3年とする。</p> <p><u>5 博士課程において、学生が、職業を有している等の事情により、前項に定める標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し修了することを希望する場合は、別に定めるところにより、当該学生の修業年限を4年、5年又は6年とすることを認めることができる。</u></p> <p>〔省略〕</p> <p>(博士課程の修了要件)</p> <p>第20条 博士課程に3年(第10条第5項の規定により履修する学生にあっては、<u>認められた修業年限の年数</u>)以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格した者については、研究科委員会の議を経て、学長が博士課程の修了を認定する。ただし、在学期間については、優れた研究業績を上げた者については、2年以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>〔省略〕</p>	<p>〔省略〕</p> <p>(標準修業年限等)</p> <p>第10条 教職大学院の課程及び修士課程の標準修業年限は、2年とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教職大学院の課程において、主として実務の経験を有する者に教育を行う場合であって、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育を行う場合において、教育上の必要があるときは、当該学生の修業年限を1年とすることを認めることができる。</p> <p>3 教職大学院の課程及び修士課程において、学生が、職業を有している等の事情により、第1項に定める標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し修了することを希望する場合は、別に定めるところにより、当該学生の修業年限を3年又は4年とすることを認めることができる。</p> <p>4 博士課程の標準修業年限は、3年とする。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(博士課程の修了要件)</p> <p>第20条 博士課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格した者については、研究科委員会の議を経て、学長が博士課程の修了を認定する。ただし、在学期間については、優れた研究業績を上げた者については、2年以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>〔省略〕</p>

(その他)

第44条 第3条第2号、第4条、第10条第4項及び同条第5項並びに第11条のうち連合学校教育学研究科に関する規定その他連合学校教育学研究科に関する規定の改廃は、連合学校教育学研究科に置かれる研究科委員会の議を経なければならない。

[省略]

附 則

1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。

2 この学則による改正後の規定は、令和2年度入学者から適用し、令和元年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

(その他)

第44条 第3条第2号、第4条及び第10条第4項並びに第11条のうち連合学校教育学研究科に関する規定その他連合学校教育学研究科に関する規定の改廃は、連合学校教育学研究科に置かれる研究科委員会の議を経なければならない。

[省略]